

# 視 察 調 査 報 告 書

委 員 会 名	文教生活常任委員会												
参 加 者	委員長 原田 範次 副委員長 荻野 秀範 委 員 木全 昭子 内田 実 江村 力 井手瀬 絹子 鈴木 英樹 神谷 寿広												
視 察 日 時	平成31年 1月23日 (水) 13:30 ~ 15:00												
視 察 先 ・ 概 要	神奈川県相模原市 人口：720,780人 世帯数：320,600世帯 面積：328.91 k m <sup>2</sup> 特記事項：住みよさランキング2018 (東洋経済) 総合529位 (安心599位、利便534位、快適226位、富裕137位、住居699位)												
視 察 項 目	「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」について												
視 察 概 要	<p>1 条例制定の経緯と背景</p> <p>平成27年の改選後、自由民主党相模原市議団において、今期中に条例を議員みずからがつくり提案することを目標に、大学院の政策法務講座を受講し、法制執務のあり方についての知識習得に努め、その演習の中で、自転車の安全利用促進に向けた条例の提出を決定した。</p> <p>相模原市は平たん地が多いため、自転車の利用が多く、あわせて自転車交通事故が多発している地域であり、市では、自転車対策基本計画に基づき、自転車通行環境の整備やマナー向上等の取り組みを行っているものの、さらなる改善が喫緊の課題という状況であった。</p> <p>その後、平成28年10月から、市内の自転車利用の現状分析を行い、先進自治体への視察等を通じて条例案を作成し、平成29年4月から地域団体・市民への説明会及び意見交換会を実施した。同時期に他会派(4会派)にも条例案を説明し、合意が得られたため、相模原市議会の全会派からの議員提出議案として議会へ提出することとなった。</p> <p>平成29年12月1日に本会議に上程し、委員会審査を経て、12月22日、本会議において全会一致で可決され、12月25日から施行した。なお、自転車保険加入の義務化については、6カ月間の市民への周知期間を経て、平成30年7月1日から施行した。</p> <p>2 条例の構成</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">第1条 目的</td> <td style="width: 50%;">第2条 定義</td> </tr> <tr> <td>第3条 市の責務</td> <td>第4条 市民等の責務</td> </tr> <tr> <td>第5条 事業者の責務</td> <td>第6条 関係団体の責務</td> </tr> <tr> <td>第7条 交通安全教育等</td> <td>第8条 自転車小売業者等の情報提供</td> </tr> <tr> <td>第9条 自転車利用者及び自動車等の運転者の遵守事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第10条 乗車用ヘルメットの着用</td> <td></td> </tr> </table>	第1条 目的	第2条 定義	第3条 市の責務	第4条 市民等の責務	第5条 事業者の責務	第6条 関係団体の責務	第7条 交通安全教育等	第8条 自転車小売業者等の情報提供	第9条 自転車利用者及び自動車等の運転者の遵守事項		第10条 乗車用ヘルメットの着用	
第1条 目的	第2条 定義												
第3条 市の責務	第4条 市民等の責務												
第5条 事業者の責務	第6条 関係団体の責務												
第7条 交通安全教育等	第8条 自転車小売業者等の情報提供												
第9条 自転車利用者及び自動車等の運転者の遵守事項													
第10条 乗車用ヘルメットの着用													

	<p>第11条 自転車の点検整備及び防犯対策  第12条 自転車損害賠償保険等の加入  第13条 自転車損害賠償保険等の加入の確認等  第14条 委任</p> <p>3 条例の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通ルールやマナーの向上</li> <li>・ 自転車事故に備えた保険等の加入が義務化</li> <li>・ 子供や高齢者などはヘルメットを着用</li> <li>・ 地域や家庭、職場、学校などでの啓発や交通安全教育の実施</li> </ul>
<p>所 感</p> <p>視察しての感想  や岡崎市への提  言など</p>	<p>・ 議員立法で制定された相模原市の「安全に安心して自転車を利用しようよ条例」は、県内でも自転車事故件数の割合が高いため、1会派が政策法務講習会から条例作成を進め、議会全体に説明を行い、他会派の賛同を得て共同で議会に提案し制定されたもので、市・市民・業者・関係団体のそれぞれの責務を明確にし、自転車に関する事故防止と秩序ある利用促進、自転車の環境整備を形成することを目的とし、乗車用のヘルメットの使用を努力目標とし、自転車損害賠償保険等への加入が義務化されている。その中で、市の責務として自転車通行環境の整備や放置自転車対策、マナー向上への取り組みなどを行っているが、これらは、「相模原市自転車対策基本計画」に基づき、基本方針と施策について駅周辺を自転車通行環境整備モデル地区に指定し、新しく道路整備をする場合は自転車道などの整備に努め、既存道路の道路断面構成の見直しをする場合、自転車等の走行空間の確保を進めるとしている。また、自転車利用者が集中する幹線道路を中心にネットワーク路線を設定し自転車道の整備拡充をすることとしており、本市においても東岡崎駅周辺整備事業やリバーフロント事業の中に自転車の視点をもっと明確に示し、整備拡充する必要があると考える。そのためには、自転車対策基本計画を策定し、福祉・教育・交通等あらゆる組織が協力して自転車対策を進めることの必要性を改めて感じた。</p> <p>・ 議員提案による条例制定で、平成29年12月25日、本条例が公布され、30年7月1日に施行した。市域は平たん地が多く、市民の自転車利用が多いため、比例して自転車の事故が多い(29年度11月末での自転車事故が768件、3割が自転車事故)。神戸市の男子小学生の自転車事故で衝突をした女性の意識が戻らず、監督責任を問われた母親に9,521万円の損害賠償が命じられる神戸地裁判決が平成25年4月にあった。被害者の救済はもちろん、損害賠償責任を負った場合、経済的な負担を軽減するために損害賠償に対応できる自転車損害賠償保険等への加入が必要となる条例を定めたものである。今後の問題は、低所得者の保険料の軽減・支援策をどのようにするかと、自転車利用の市民に同条例の周知徹底を図ることである。岡崎市でも自転車利用者など広く市民の声を集約して検討すべきである。1会派の勉強会から始まったものが最終的に市民の安全を考えて全会派で条例化できたことは評価できる。自転車小売店業</p>

者等への情報提供と、小売店自身がお客さんにきちんと条例の趣旨や内容の情報提供を努力義務としていることも多くの人に周知できるものである。また、努力義務でなく義務化されたことと、学校・小売業者など100数カ所ですべて説明をされたことは評価できる。

・相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例の制定は、自民党市議団の提案により全会派が一致して、議員提案による条例制定となった。会派議員3名の政策法務講座受講をきっかけに、講演会の開催のほか会費制の勉強会を8カ月間に12回行って条例の原案が作成された。ネーミングを初め、「条例は市民のものだからできるだけ親しみやすいものにしたい」という、市民本位の条例であるからこそ注目と支持を得られていると感じた。本市も議員提案の条例を積極的に提案していきたい。

・議員が大学の先生を招き、12回の勉強会を開催し、議員提案条例「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」を全会派一致でつくり上げた姿勢に敬服した。本市も、市議会が立法府としての機能を果たすためには、見習うべきであることだと痛感した。条例のネーミング「安全に安心して」の言葉には、違和感を覚えた。条例の中身に「安心」という言葉が出てこなく、「適正」という言葉が使われている。やはり、ネーミングには「適正」という言葉を織り込むべきだと思う。

・本条例は、自民党会派の皆さんが議員立法を目指した政策法務講習会で基礎を学び、応用として相模原市に今必要な条例は何かを議論し、自転車の安全利用促進に向けた条例に絞り込み熱心に調査研究し、他会派の賛同も得て制定された議員立法である。条例制定に至る経緯の中で、約1年半をかけて100を超える関係団体に条例案の説明に出向いた努力には敬意を表す。「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」のネーミングが市民の視点に立って考えられている点にも共感する。市民から選出された議員発議の立法の勉強もさせていただいた。条例の内容として大きく4点あり、中でも自転車損害賠償保険等への加入が義務化されたことは特化すべき点である。本市においても、立地条件に違いはあるが、自転車の利用は増加傾向にあり、事故による損害賠償に備えた保険加入の必要性は大いに感じる場所である。条例制定から1年、義務化から約半年が経過し、効果の検証に注目するとともに、議員の積極的な取り組みと自転車利用者の事故防止意識の向上や被害者の救済にもつながる条例制定を参考としていきたいと考える。

・最終的には、議会として政策条例として策定されたプロセスが参考になった。自転車利用に対し、保険加入について義務化をするために、130団体の関係機関に説明を進めた。それらの活動を含め市民へのインパクトにつながり、安全意識の高揚につながっていると感じた。市全体としての重要事項は議会が一体となって行政に提言すべき取り組みが重要である。今後は、予算要望など共通認識のものは重要項目として唱えていくことが必要と感じた。

	<p>・本市は、地形的にも平たん地が多く、自転車は身近な交通手段として利用されており、経済的で健康にもよいことから利用度は増加すると思われる。自転車を利用することにより、交通ルールやマナー、子供、高齢者への指導、保険等への加入、安全教育と義務づける条例が制定され、本来の利便性としての市民意識の高まりが継続できるかが疑問である。本市においては、サイクリングロード整備がこれからという段階で、平たん地も少なく、前向きには考慮するものの、現状では時期尚早である。</p>
<p>委員長の総括</p>	<p>「相模原市安全で安心して自転車を利用しようよ条例」を調査した。条例の特徴的な内容は保険の義務化であり、条例制定までに議員で勉強して全会派で提案し、成立したものであった。</p> <p>本市との比較をしてみると、相模原市は地形が平たん地である一方、本市は平たん地、丘陵地、山間地が入り混じっている。自転車の利用状況については、相模原市では多くの市民が利用しているのに対し、本市では中学生、高校生、通勤者、子育てをしている方、中高年者となっている。自転車保険については、相模原市は条例で義務化しており、加入率が平成30年調査によると、一般市民43.3%、高校生では51.9%となっている。本市では義務化しておらず、中学校入学時にチラシを配布しているのみとなっている。また、相模原市では、平成23年時点で3,460メートルもの自転車道を整備している。</p> <p>これらの状況を踏まえると、本市においては、現状での条例制定は無理があるように感じた。厳しい現状であればあるほど、市民を守る視点から保険の加入は100%必要である。委員会として討議を進める中で、取り組み方針を検討したい。</p>